

平成25年12月16日

## 「教職員の不祥事と法的及び社会的責任について」

弁護士 浅井裕貴

### 第1 不祥事に伴う法的責任

#### 1 刑事上の責任

刑事罰（懲役や罰金）を受けること。

#### 2 行政上の責任

分限処分（休職など）（地方公務員法28条）又は懲戒処分（免職、停職、戒告、減給など）（地方公務員法29条）を受けること。

民間企業でいう、社会的責任に相当するものである。

#### 3 民事上の責任

損害賠償責任（お金を払わされること）を負わされること。

### 第2 刑事上の責任について

#### 1 不祥事と刑事上の責任との関係

不祥事は犯罪であることが多く、犯罪であれば、刑事上の責任を免れないことが多い。公金横領、飲酒運転・酒気帯び運転はいうまでもないし、以下のよ  
うな不祥事も犯罪である。

例

体罰＝暴行罪、傷害罪

セクハラ＝強制わいせつ罪

18歳未満との性交渉（合意があっても）＝児童福祉法違反、淫行条例違反

パワハラ＝脅迫罪

盗撮＝迷惑防止条例違反、建造物侵入罪、軽犯罪法違反

なお、不祥事は、対生徒のみならず、対部下・同僚もありうることはいうまでもない。

## 2 刑事上の責任を負わされるまでの一例

被害届などで事件発覚→逮捕（最大72時間）→勾留（最大20日間）→起訴→（概ね1か月）→裁判（認めていれば1回で終わることが多い）→（概ね2週間）→判決→（2週間）→確定

ただし、逮捕されたからといって、直ちに犯罪者と認定される訳ではないことに注意。有罪判決が確定しない限りは、法律上、犯罪者とはいえない。

なお、起訴された後も、保釈（保証金を納めて裁判が終わるまで留置施設外に出ること）されない限りは、勾留が続く。

仮に、有罪判決が出たとしても、執行猶予判決が出れば、確定前でも釈放される。

## 第3 行政上の責任

### 1 逮捕後、起訴前

明確な規定はない。逮捕され、勾留された場合は、有休消化で対応すると思われる。

有罪判決を受けていないので、法律上犯罪者ではないから、逮捕されただけでは、懲戒免職される可能性は低い。

ただし、だからといって、逮捕後、起訴されるまでに辞表を提出して受理されるかは別問題である。万一、辞表が受理されても、場合によっては退職手当の差し止めを受ける（静岡県職員の退職手当に関する条例13条2項1号）。

うまく支払われたとしても、判決で、懲役刑（執行猶予を含む）を受けた場合、退職手当の一部または全部を返納させられることがある（静岡県職員の退職手当に関する条例15条1号）。

また、私見ではあるが、勾留されている以上、勤務実績は0ということになるため、分限処分としての降任（地方公務員法28条1項1号）をされても文

句はいえない可能性がある。

## 2 起訴後、判決確定前

### (1) 起訴の効果

強制的に休職させられる（いわゆる「起訴休職」）（地方公務員法28条2項2号）。

また、起訴されても、まだ有罪判決を受けてはいないので、法律上犯罪者となる訳ではないというのは、起訴前と同じである。しかし、起訴後に辞表を提出して万一受理されても、退職手当の支給を差し止められる可能性があるし（静岡県職員の退職手当に関する条例13条1号）、支払われたとしても、後日、一部または全部を返納させられることがある（静岡県職員の退職手当に関する条例15条1号）。

### (2) 休職の効果

ア 給料・扶養手当・地域手当・住居手当に限り60%以内を支払うことができるとされている（静岡県教職員の給与に関する条例24条5項、6項）。

「できる」とされている以上、60%を超えなければ良いので、必ずしも60%払われる訳ではない。報道を見ると、51%を支払った例があるようである。

ただし、理論上は0%でも良いということになるので注意。

また、いわゆるボーナスは、期末手当・勤勉手当という別の手当なので、休職中は支払われない。

イ 休職中といえども、職員の身分を持っているため（職員の分限に関する条例6条1項）、副業の原則禁止（同法38条1項）は解除されない。

つまり、逮捕・勾留されていればもちろん、仮に、逮捕・勾留されないまま起訴されたり、逮捕・勾留されて起訴後に保釈されたりしたとしても、外に働きに行ってお金を稼ぐことは困難である。

## 3 判決確定後

(1) 犯罪者であることの確定

ア 犯罪者であることが、法律上確定する。

そのため、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」（地方公務員法29条1項3号）であることが法律上も認められたことになり、懲戒免職される可能性が高くなる。

懲戒免職を免れても、懲役刑（執行猶予を含む）であれば、欠格条項にも該当するため（同16条1項3号）、当然失職（同28条4項、16条1項3号）となる。

仮に、罰金刑であれば、欠格条項には該当しないため、当然失職はしないが、懲戒免職される可能性はある。

(2) 当然失職および懲戒免職の効果

ア 退職手当が支払われない可能性が高くなる（静岡県職員の退職手当に関する条例12条1号、2号）。

イ 実刑を受け終わるか、執行猶予期間が経過するまで、公務員採用試験すら受けられなくなる（地方公務員法16条2号）。

罰金刑の場合には、懲戒免職の場合に限り、2年間公務員採用試験すら受けられなくなる（同16条3号）

第4 民事上の責任

1 被害者への弁償は別物

刑事上・行政上の責任追及を受けたとしても、被害者がいる場合、民事上の責任まで免れる訳ではない。仮に罰金を支払ったとしても、同じことである。

2 被害者への弁償の主な内訳

(1) 治療費

体罰による怪我はもちろんだが、セクハラ・パワハラなどで心に傷を負わせた場合には、治療費の実費を支払わなければならないことが多い。

(2) 慰謝料